

令和元年 第8回別府市農業委員会総会議事録

日 時	令和元年8月2日(金) 午後2時00分
場 所	別府市役所 農業委員会室
招集者	別府市農業委員会 会長 恒松 直之
次 第	
日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	議事
	報告第1号 農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について (1) 農地法第3条の3の規程による届 (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届 報告第2号 開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について
日程第3	その他
出席委員	6名 ※ 番号は議席番号 1番 齋藤 孝一 2番 佐藤 進蔵 3番 園田 喜久男 5番 星野 賢一 6番 久保 賢一 7番 浜川 和久
欠席委員	1名 ※ 番号は議席番号 4番 恒松 直之
出席職員	事務局長 久恒 美千代 補佐 藤本 智美
	午後2時00分 開会

(局 長) 只今から令和元年第8回別府市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会の出席委員数は6名で、委員定数7名に対し、過半数を超えていますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。

なお、恒松会長は都合で欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

よって、本日は、総会会議規則23条第1項の規定により浜川職務代理者が議長として議事を進行いたします。

ここでお願いがございます。

議案に上程いたしました案件について質問等がございましたら、挙手をしていただき、議長の承認のうえ、発言していただきたいと思っております。

それから、総会の開会中は携帯をマナーモードにするか電源をお切り下さいますようお願いいたします。また、やむを得ず離席する場合は、議長の許可を得て下さい。

よろしく申し上げます。

それでは、浜川職務代理者、よろしくお願いいたします。

(職務代理者) それでは、恒松会長に代わりまして、一言ご挨拶を申し上げます。梅雨が明けたとたん、一気に暑くなりまして、熱中症が心配となりますので委員さん方におかれましては農作業のときに十分な水分補給をとって、作業にあたっていただきたいと思っております。

日光が強くなりましたので、稲の生育はいかがでしょうか。いいですかね。

先月は、定期検討会、推進会議に引き続きまして一気にやりましたので、大変お疲れでございました。

それから6月25日に始まりました農地パトロールも順調に終りまして、無事に終了したと、報告を受けております。

皆様方におかれましては、お忙しい中、お暑い中、大変お疲れ様でございました。

皆様方も同じように感じたと思うんですが、農家の方々の高齢化、担い手不足そし

て遊休農地が増えているというのを感じておるところでございます。

農業委員会といたしましても、何かきっかけを作り、少しでも実現可能な対策を模索しながら別府市農業の衰退が食い止められるように皆さんと一緒に考えていけたらと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(局 長) 本日の総会議案は、お手元に配布いたしております、報告第1号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)「農地法第3条の3の規定による届」が1件、(2)「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」が2件、報告第2号「開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について」が1件、となっております。

それでは、総会会議規則第7条及び第23条により、会長の職務代理者である浜川委員に議長をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(議 長) それでは、本日の総会は、総会第7条及び第23条により、職務代理者として、議長を努めますのでよろしくお願い致します。

それでは、これより会議を開きます。

本日の総会議事録署名委員の選出について、私のほうから指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) はい。

(議 長) ご異議がないようでありますので、5番 星野委員 6番 久保委員を指名いたします。よろしくお願い致します。

それでは、議事にはいります。議事に入りますが、議事そのものは本日は無く、報告事項が2つある、ということでございます。

報告第1号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告」についてです。
それでは、事務局から一括して説明を求めます。

(事務局) はい、それでは説明をさせていただきます。1ページをご覧ください。

報告第1号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について」です。

(1) 農地法第3条の3の規定による届

番号1

申請人 別府市大字内竈△△-△ ○○○○ 前所有者 ○○○○

区分 市街化区域

申請の土地 大字内竈字森谷筋△△番△ 田(畑) △△㎡ 他3筆
合計△△㎡

登記年月日 令和元年7月8日 相続による登記です。

取得した権利は所有権

あっせん等の希望はありません。

届出年月日 令和元年7月19日です。

2ページをご覧ください。

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

番号1

貸付人 茨城県取手市井野△△番地8△ 持分2分の1 ○○○○ 職業 会社員

借受人 別府市古市町△番△号 持分2分の1 ○○○○ 職業 会社員

区分は市街化区域

申請の土地 大字内竈字上別府△△番△ 田(荒地) △△㎡ 他1筆 合計△△㎡

場所は、亀川浜田町△△組△ ○○の西、約30mのところでは

施設の概要は、自己住宅用地として、軽量鉄骨造平屋建 △△㎡

転用の時期は、届出受理後

コメント[農業委員会事務局1]:

専決年月日 令和元年7月1日

番号2

譲渡人 別府市大字北石垣△△番地の△ ○○○○ 職業 無職

譲受人 別府市大字北石垣△△番地の△ ○○○○ 職業 内装業

区分は市街化区域

申請の土地 大字北石垣字塚原△△番△ 田(宅地) △△㎡

場所は、上人西△組△ ○○○○の南、約75mの所です。

施設の概要は、自己住宅用地として、現況のまま、△△㎡

転用の時期は、届出受理後

専決年月日 令和元年7月5日

以上です。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。報告第1号については報告事項ですが、何かご不明な点とかございますか。

(委員) なし。

(議長) それでは、報告事項と言うことで、ご了承ください。
次に、報告第2号「開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について」です。事務局の説明をお願いします。

(事務局) 3ページをお開きください。
報告第2号「開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について」です。

番号1

申請者 別府市南的ヶ浜町△番△号 ○○○○

土地の所在 大字鶴見字鶴見原△△番△△ 他1筆 合計 △△㎡です。

ここは、市街化区域で、第2種低層住宅専用地域です。

場所は、扇山△組△ ○○○○の南、約200mの所です。

利用目的は、個人の住宅用地として、土地利用はまだ未定となっております。

事務局の所見として、申請地は、農地のため、開発許可書の写しを添付のうえ、農地法所定の届出をすること。また周辺に農地がある場合、被害が生じる恐れがある時や生じた時は、責任をもって対処してください。排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください、と回答しました。

以上です。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。報告事項ですが、疑問なこととかないでしょうか。

(委員) なし。

(議長) はい、では報告事項ですので、ご了承ください。
ということで、本日の議事日程はすべて終了いたしました。
次に、その他(1)農地農業相談の報告についてお願いします。

(事務局) はい、7月18日木曜日に、園田委員と大野秀雄委員が対応しましたが、相談案件はございませんでした。

(議長) それでは、(2)その他に入ります。事務局のほうからその他について、何かありましたらお願いします。

(事務局) 第7回農業委員会総会におきまして、建物撤去を条件とする宅地造成に関する工事の許可がおりることを条件とし、農地法第5条の規定による許可をすることとした浜脇の野田の土地の件です。

7月10日に宅地造成の許可が出ましたので、同日付けで、農地法第5条の規定による許可書を交付いたしました。

なお、転用の進捗状況の聞き取りをいたしましたが、8月6日に所有権移転等の手続きが終了するので、その後直ちに建物撤去をするということになりました。

9月の総会までには、撤去後の写真を持参することになっておりますので、ご報告できると思います。以上です。

(議長) はい、ありがとうございました。

それでは、以上を持ちまして、令和元年第8回総会を終了いたします。

午後 2 時 3 0 分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 _____ 職務代理者 _____ 印

署名委員 _____ 5 番委員 _____ 印

署名委員 _____ 6 番委員 _____ 印

コメント [農業委員会事務局2]:

コメント [農業委員会事務局3]: